

## 指定管理者候補者の選定結果について

新しい村の指定管理者（平成23年度～平成27年度）の候補者について、次のとおり宮代町指定管理者候補者選定委員会において選定しました。

### 1 募集した施設

新しい村（宮代町字山崎777番地1）

### 2 候補者の募集の方法及びその理由

（1）方法：特命指定

（2）理由

（有）新しい村は、町・町民のパートナーとして新しい村の管理運営はもとより「農」のあるまちづくりを推進するために設立したまちづくり会社であり、平成13年度の新しい村のオープンから新しい村の主要な役割である地産地消、農園交流、農業サービスの各分野において成果を上げている。今後『「農」のあるまちづくりの全面展開』に取り組んでいくためには、町と（有）新しい村がそれぞれの特性、役割を踏まえながら二人三脚の体制で取り組みを進めていく必要があるためである。

### 3 候補者に決定した団体

（1）名称：（有）新しい村

（2）①評価：328点／500点（標準点：250点）

②選定理由

- ・ 農のあるまちづくりを具現化した「新しい村」ということで、他地域にはないオリジナリティを求められているが、グリーンツーリズム、観光の取組みを拡大し、新しい村だけでなく町全体の活性化を図ろうとした提案となっている。
- ・ 今後、農のあるまちづくりを推進・発展させていくためには、町と（有）新しい村の連携・協力が不可欠である。そのためには、今まで蓄えた（有）新しい村のノウハウを今後も有効に活用していくことが重要であり、総じて前向きに経営努力・改善を行う内容が盛り込まれた申請内容は、その期待に十分応えられると考えられる。

#### 4 選定までの過程

(1) 募集要項、仕様書の配布：平成22年9月10日

(2) 申請書類の提出：平成22年10月12日

(3) 選定委員会の開催

①委員構成 町職員3名 識見者1名 施設利用の代表者1名

②会議の経過

■第1回選定委員会（平成22年10月25日）

- ・業務要求水準及び提案依頼書、募集要項の確認
- ・選定方法について協議

■第2回選定委員会（平成22年10月28日）

- ・申請団体から申請内容の説明
- ・ヒアリング審査 → 申請内容に関する質疑応答
- ・申請内容に対する確認及び再提案いただきたい事項などの協議

■第3回選定委員会（平成22年11月4日）

- ・申請団体から確認事項等の説明
- ・ヒアリング審査 → 確認事項等の回答に関する質疑応答
- ・評価表に基づく評価及び候補者の選定に関する協議

③選定方法

各委員が、25の評価項目について5段階による評価（非常に劣る：0点、劣る：1点、普通（基準）：2点、良い：3点、非常に良い：4点）を行った。これを集計、分析し、協議の上、候補者を選定した。

④選定（評価）の基準となる考え方 「宮代町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条」より

- ・施設設置の目的が達成できること。
- ・利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られること。
- ・事業計画書の内容が、当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮するものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られること。
- ・事業計画書に沿って当該施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有すること。
- ・町民の声が反映される管理が行われること。
- ・宮代町のまちづくりの考え方に適合していること。
- ・安全管理の体制が整っていること。
- ・その他、施設の性質又は目的に応じて定める基準に適合していること。